

大切なお金、みんなですりまじり

あなたや大切な家族の財産が狙われています。
特殊詐欺や悪質商法の被害に遭わないよう、ご用心！

消費生活相談は「駅南庁舎」市民総合相談センターへ
開庁時間 平日 午前8時半～午後5時 面談・電話
0857-20-3863

消費者トラブルって？

消費者トラブルって、何のこと？私には関係ない。と思っていませんか？

消費者トラブルはみなさんの身近で起きています。「返品しようと思ってもできなかった」「インターネットで注文したものが届かない」「商品の表示と内容が違う」なども消費者トラブルの1つです。

そして、その中でも高齢者を狙った「オレオレ詐欺」「振り込め詐欺」といった特殊詐欺や、「一点検商法」「SF商法」などの悪質商法は年々巧妙化し、被害額が増加しています。また、インターネットの普及により「ワンクリック

本市の被害状況は

詐欺「架空請求」などのトラブルは全国的に後を絶たず、毎日のように被害が報道されています。

平成26年度に本市市民総合相談センターへ寄せられた消費生活相談の件数は810件で、前年に比べ13・8%増加しています。相談内容は、携帯電話・インターネットのトラブルが昨年度と同じく第1位。続いて架空請求、多重債務などの借金問題となっています。

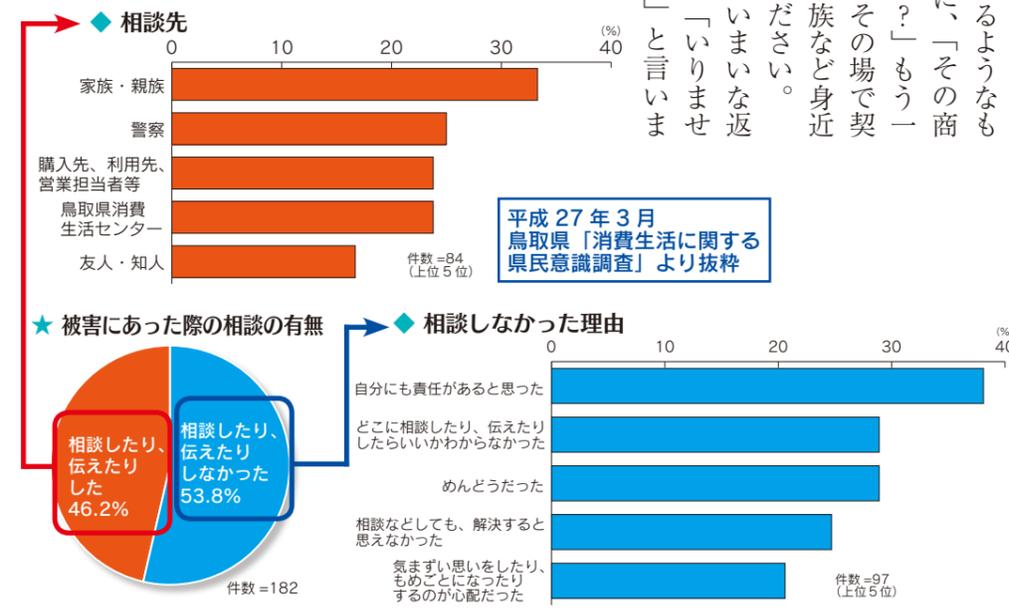
報告されている被害認知額は、多重債務などの借金問題を除いて約7800万円にのびりました。これは相談にいられた人の数字です。この他にも誰にも言えず、泣き寝入りしている市民もたくさんいると考えられます。

悪質商法にだまされなう

特に金額が大きい契約、分割でクレジット契約を伴うもの、定期

的に商品が送られてくるようなものは、契約をする前に、「その商品が本当に必要なか？」もう一度考えてみましょう。その場で契約するのではなく、家族など身近な人に相談してみてください。また、断るときはあいまいな返事をせず、はっきりと「いいません」「帰ってください」と言いましょう。

電話の勧誘も同じです。知らない番号、特にフリーダイヤルや県外局番などからかかってくる電話は振り込め詐欺を警戒してください。在宅時でも留守番電話に設定しておき、着信時の電話番号に心当たりがない場合は、電話に出ないようにすることも被害防止につながります。



駅南庁舎市民総合相談センター

1人で対応せず、まず相談!

もし、契約してしまっても、電話勧誘や訪問販売には、クーリング・オフという制度があります。これは、消費者側から8日以内に通知すれば契約を解除できる制度です。また、8日を過ぎた場合でも、一定の要件が当てはまれば、契約を取り消すことができます。解決のためには専門知識が必要です。市民総合相談センターの消費生活相談窓口では、そのような相談も受け付けています。

その他、「市役所の保険課から保険料の還付があると電話がかかってきた」など還付金詐欺の情

報をお寄せいただき、ホームページやトリピーメールで発信したり、警察などと連携したりして、被害防止にも努めています。

消費者トラブルは、年齢・男女問わず、誰にでも起こりうるものです。「はずかしい」とか「私が悪かったんだ」などと思わずに、まずは身近な人に相談

「悪質電話勧誘」被害防止モニター 募集中!

特殊詐欺を含め「悪質電話勧誘」による被害の防止のための通話録音装置のモニター体験をしてみませんか?

対象者

- 一人暮らしをしている高齢者等
- 高齢者のみの世帯に属する人
- 過去に悪質電話勧誘の被害を受けた経験のある人 など

内容

通話録音装置を3カ月間使用後、アンケートにお答えいただきます。
※取得した録音データは提供いたします。

募集開始 8月1日から

体験期間 8月17日から平成28年3月31日の間のうちの3カ月間

応募方法 メール、ファクシミリ、電話

その他

- 利用にかかる電気料金は本人負担
- 応募多数の場合は、調整させていただきます。

問合せ・応募先

駅南庁舎市民総合相談センター
0857-20-3862 0857-20-3864
syohisoudan@city.tottori.lg.jp

地域で見守る

しかし、いちばん大切なのは被害を未然に防ぐことです。それは市民のみなさんの力が必要です。被害に遭いやすい高齢者の方などを地域で見守り、大切なお金を守りましょう。

本市では、今後、消費者被害を防ぐための地域の見守りネットワークの構築にも力をいれていきたいと考えています。

みなさんの地域へ伺います!

出前講座

地域に出向いて、最近の相談事例や悪質商法などを紹介します。



市内を拠点とした団体、事業所などで10人以上の集まりであれば、申込みいただけます。

- センター職員による講座
- 鳥取市消費者団体連絡協議会「消費者寸劇」
- 鳥取大学落語研究会「消費者落語」

パネル展

地域のイベントに消費者トラブルのポイントをまとめたパネルを貸出します。



- パネル (A1 サイズ 15枚) / イーゼル

DVD 貸出し

小学生用から高齢者向けまで揃っています。



- DVDソフト/デッキ・モニターテレビ

こんな相談もお受けします!

【くらし110番相談】

市民生活の困りごとを相談員がお受けします。

平日 8:30～17:15 ☎ 0857-20-4894
休日・夜間(～20:00) ☎ 090-8715-9280
※電話相談のみ

【市民総合相談】

市政に関するご相談をお受けします。

平日 8:30～17:15
駅南庁舎 ☎ 0857-20-3862
本庁舎 ☎ 0857-20-3158



休日お困りの場合は消費者ホットライン
局番なし **188** をご利用ください。